

佐賀県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別
県道 武雄白石線	武雄市橘町大字片白字片白九三二一番一三地先から 武雄市北方町大字大渡字大渡横山三八一五番三〇地先まで	後
	武雄市橘町大字片白字片白九三二一番一三地先から 武雄市北方町大字大渡字大渡横山三八一五番三〇地先まで	前
		幅員
	二九・二 四、八	メートル
	二七・五 四、八	メートル
		延長
	九八六・四	メートル
	九九〇・九	メートル